

山梨県公報

第二千六百九十三号

平成二十九年

五月一日

月 曜 日

目次

- 包括外部監査契約の締結……………三六五
- 道路の区域変更……………三六五
- 道路の供用開始(二件)……………三六五
- 公告……………
- 山梨県登録販売者試験の実施……………三六六
- 土地改良区役員の退任及び就任……………三六六

告示

山梨県告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十九年五月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成二十九年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 三神治彦 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番二十一三〇二号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

山梨県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年五月二十二日

まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	旧	新		
上野原市秋山字増曾海戸五六七〇番地先から上野原市秋山字小和田原五七七一番地先まで	八・三〇 四三・一	五・八〇 四一・〇		一九一・七

山梨県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年五月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市大野字大津三五五番四地先から都留市大野字大津山五三〇番一 地先まで	二三〇・六	平成二十九年五月一日

山梨県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年五月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市秋山字増曾海戸五六七 ○番地先から 上野原市秋山字小和田原五七七 ○番一地先まで	一六八・二	平成二十九年五月一日

公 告

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年五月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 試験日 平成二十九年九月七日（木）
- 二 試験場所 甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス（受験者数によつては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）
- 三 試験項目
 - 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書（県内に在住する受験者にあつては正本副本各一通、県外に在住する受験者にあつては正本一通とする。）
 - (二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。）

- 2 受験手数料 一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 六 受験願書の受付期間及び提出先
 - 1 受付期間 平成二十九年六月五日（月）から同月十六日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。
 - 2 提出先 県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

- 1 合格者の発表 平成二十九年十月六日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
- 2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。
- 八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二三―一四九一）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、村山六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十九年五月一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	大塚勝雄	北杜市高根町村山東割一三四四	平成二十九年三月三十一日
同	中嶋猛	北杜市高根町堤五六一	同
同	山本邦芳	北杜市高根町小池五七一―一	同

二 就任

理事	役職名	氏名	住所	就任年月日
大塚勝雄	氏名	保坂行美	北杜市高根町村山東割一四八八	同
		中嶋明男	北杜市高根町村山北割一八七〇	同
		小池一茂	北杜市高根町村山東割五二四	同
	監事	原忠	北杜市高根町村山西割三二〇九	同
		渡邊勲	北杜市高根町小池三三三	同
		中村恭治	北杜市高根町蔵原一八二四	同
		浅川浩	北杜市高根町村山西割三二五二 ―三	同
		中嶋正人	北杜市高根町堤五四四	同
		坂本公男	北杜市高根町村山北割三二七六	同
		中村富則	北杜市高根町蔵原一九二一	同
		大芝隆夫	北杜市高根町村山西割一六二六	同
		清水龍雄	北杜市高根町村山東割八六九	同
		浅川幹雄	北杜市高根町村山北割六三六	同
				同

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中村恭治	有賀秀男	向井胤仁	清水龍雄	伊藤智明	中村富則	原博司	高瀬和彦	中嶋明男	保坂行美	中嶋猛	小池一茂	大芝隆夫	坂本良富	渡邊勲	
北杜市高根町蔵原一八二四	北杜市高根町村山西割三三三〇	北杜市高根町村山北割一二二二	北杜市高根町村山東割八六九	北杜市高根町小池六〇九一	北杜市高根町蔵原一九二一	北杜市高根町村山西割九六九	北杜市高根町堤五三八	北杜市高根町村山北割一八七〇	北杜市高根町蔵原一四八八	北杜市高根町堤五六一	北杜市高根町村山東割五二四	北杜市高根町村山西割一六二六	北杜市高根町村山北割三二八八	北杜市高根町小池三三三	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番